平成２９年（フ）第４７９号
堺市西区菱木４丁2841番地２　ベルソレイユ102号、前住所堺市西区菱木３丁2653番地７
債務者　上林塗装こと　上林　直樹
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５４３号
堺市堺区香ヶ丘町１丁９番８号　レザン101号
債務者　福田　千賀
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５５７号
大阪府藤井寺市小山６丁目５番50号、前住所大阪市住吉区南住吉２丁目９番11―102号
債務者　玉井　由美
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５６３号
堺市堺区柏木町２丁２番27号　第１ワールドハイツ石津203号
債務者　瀧川　倫子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５６６号
堺市西区上670番地１　ファミールハイツ鳳Ⅲ番館209号
債務者　杉浦　佳美
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５６９号
堺市北区東浅香山町１丁256番地　国際マンション15号
債務者　浮城　春年
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５７０号
堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁49番地　北山文化201号
債務者　髙宮　淳子（旧姓浮城）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５８２号
堺市北区東雲東町３丁６番20号　リンショウマンション303号
債務者　大田真紀子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５８８号
堺市南区槇塚台１丁10番３―407号
債務者　大西　一彰
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
岩手県滝沢市葉の木沢山298番地31　第三中川ハイツ桂８号、旧住所岩手県花巻市上根子字法領46番地８
債務者　小山　早織
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１４９号
盛岡市下太田沢田23番地７
債務者　由井　香織
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４８号
福島県会津若松市大塚２丁目９番17号　オレンジハウス206号、前住所福島県会津若松市新横町４番39号
債務者　岡　　恒次
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
長野県飯山市大字常盤5863番地
債務者　田中　　都（旧姓須山）
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
長野県上水内郡小川村大字稲丘3730番地１
大洞コテージＢ棟
債務者　角本　浩二
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２９０号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　小林　善行
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３１６号
大阪府枚方市長尾元町７丁目６番26号
債務者　田尻　浩一
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３３５号
大阪府吹田市千里丘上16番６―103号
債務者　岸本　佳実（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部